

○財務省告示第三百二十六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十七年九月二十四日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年十月九日

財務大臣臨時代理

国務大臣 山本 早苗

一 名称及び記 利付国庫債券（十年）（第三百四十

二 発行の根拠 十回）

の法律及びその 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政

運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第百一号）第二十一条並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第

三 振替法の適用 一項 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）

以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その

四 発行方法 振替機関は日本銀行とする。

価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入







十三

国債市場参加者特別格別参加者  
争入札競争  
行及比国特  
債市場非者  
別参加者  
・第II非  
格競II非  
・格競II非  
入札競争  
利率

年〇・四パーセント  
募入決定の通知を受けた者は、  
払込金額に加えて、次の算式によ  
り算出した金額を第二十号に規  
定する期日に払い込むものとす  
る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.4 \times 4}{100 \times 365}$$

十四

初期利子

平成二十八年三月二十日を支払  
期とし、次の算式により算出し  
た金額を支払う。ただし、支払  
期が銀行休業日に当たるとき  
は、その翌営業日に支払う。以  
下、次の号及び第十六号におい  
て規定する期日について同じ。  
$$\frac{\text{額面金額} \times 0.4 \times 1}{100 \times 2}$$

十五

第二期利子

毎年三月二十日及び九月二十日  
を支払期とし、各支払期におい  
て、その日以前六月間に属する

十六

償還期限

平成三十七年九月二十日

二 十 十 十  
十 九 八 七

払 者 入 払 元 償  
込 者 札 場 利 還  
期 参 所 金 金  
日 加 支 額

平 財 日 額  
成 務 本 面  
二 大 銀 金  
十 臣 行 額  
七 か ら 百  
年 通 円  
九 知 に  
月 受 つ  
二 き  
十 け 百  
四 た 円  
日 者